



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年1月16日金曜日 第2638号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林.....	(森林整備課).....	25
保安林の指定.....	(").....	25
特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の公告及び縦覧.....	(漁港課).....	25
土地改良区役員就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課).....	26
道路の供用開始(県道桜井山路線).....	(東予地方局今治土木事務所).....	26
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	(中予地方局地域福祉課).....	26
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課).....	26
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課).....	27
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課).....	27
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(南予地方局八幡浜支局環境保全課).....	28
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(").....	30
道路の供用開始(県道小田河辺大洲線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	32
医師の指定.....	(身体障害者更生相談所).....	32
指定医師の所在地の変更.....	(").....	33
指定医師の辞退の届出.....	(").....	33

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課).....	33
-------------------------------	-------------------	----

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会).....	33
--	----------------	----

告 示

○愛媛県告示第50号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年1月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
四国中央市下川町字平見乙64の1、乙64の16、乙64の17、乙64の19
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平見乙64の1・乙64の16・乙64の17・乙64の19(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第51号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年1月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
松山市吉木乙126、乙127の5、乙128、乙129の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第52号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定に

基づき、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を南予地方局産業経済部水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 1月16日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日和佐 直	西条市大野266番地 1
"	長 井 昭 次	西条市黒谷甲451番地
"	渡 部 久 男	西条市河之内甲101番地
"	芥 川 繁 幸	西条市大野328番地 1
"	武 田 喜 義	西条市実報寺甲169番地 1
"	中 路 義 文	西条市福成寺甲81番地
"	村 上 敏 晴	西条市旦之上甲593番地 1
監 事	山 内 強	西条市旦之上甲1069番地 1
"	高 橋 誠	西条市旦之上甲566番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日和佐 直	西条市大野266番地 1
"	長 井 昭 次	西条市黒谷甲451番地
"	渡 部 久 男	西条市河之内甲101番地
"	長谷部 萬 平	西条市福成寺甲20番地
"	武 田 喜 義	西条市実報寺甲169番地 1
"	山 内 勝 利	西条市河之内甲291番地
"	行 本 國 夫	西条市福成寺甲315番地 2
"	芥 川 繁 幸	西条市大野328番地 1
"	柳 瀬 敏 夫	西条市大野274番地 1
"	浅 山 真 治	西条市旦之上甲1451番地 1
"	長 井 一 郎	西条市旦之上甲135番地
"	目見田 篤 記	西条市旦之上甲615番地
"	飯 尾 力	西条市福成寺甲77番地
"	武 田 英 雄	西条市旦之上甲689番地
"	長 井 忍	西条市黒谷甲450番地
監 事	藤 井 剛	西条市旦之上甲198番地 1
"	長谷部 幸 次	西条市福成寺甲18番地
"	山 内 卓 也	西条市河之内甲859番地
"	飯 尾 育 子	西条市大野140番地
"	眞 鍋 幸 正	西条市宮之内22番地

○愛媛県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市桜井三丁目甲65番 1 地先から 同市桜井三丁目甲62番 1 地先まで	平成27年 1月16日

○愛媛県告示第55号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成27年 1月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定介護療養型医療施設の開設者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設		辞 退 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
医療法人 光風会	永井病院	愛媛県伊予市灘町66番地	平成26年12月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第56号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 21) 第 11806号	平成22年 1月6日	若城建築	若城 隆司	松山市西石井6-5-5	平成26年 12月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第 15925号	平成23年 4月14日	大塚衛生設備	大塚 修仁	伊予郡松前町大字浜1147-5	平成26年 12月5日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 22) 第 15742号	平成22年 5月13日	松山電設工業(株)	佐藤 勇人	松山市畑寺4-12-20	平成26年 12月11日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23) 第 12378号	平成23年 8月31日	(有)アルファ工芸	井出 和昭	松山市中野町甲298-2	平成26年 12月18日	タイル・れんが・ブロック 工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第 16992号	平成24年 4月18日	ソウブ技研	宮田 武則	伊予市上吾川甲300-8	平成26年 12月22日	塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 23) 第 12345号	平成23年 8月24日	(株)東海企画	二神 照子	松山市久米窪田町431-23	平成26年 12月24日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第 230号	平成25年 2月12日	(株)さほ	佐保 元彦	松山市森松町194-4	平成26年 12月26日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年 1月16日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811400039	社会福祉法人西予総合 福祉会	愛媛県西予市宇和町久 枝甲1434番地1	管 家 一 夫	居宅介護	ヘルパーステーション まつば	愛媛県西予市宇和町久 枝甲1434番地1	平成27年 1月1日
3811400039	社会福祉法人西予総合 福祉会	愛媛県西予市宇和町久 枝甲1434番地1	管 家 一 夫	重度訪問介護	ヘルパーステーション まつば	愛媛県西予市宇和町久 枝甲1434番地1	平成27年 1月1日
3811400039	社会福祉法人西予総合 福祉会	愛媛県西予市宇和町久 枝甲1434番地1	管 家 一 夫	同行援護	ヘルパーステーション まつば	愛媛県西予市宇和町久 枝甲1434番地1	平成27年 1月1日

○愛媛県告示第58号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 21) 第 15682号	平成22年 1月11日	開明架設	渡 拓司	西予市宇和町岩木1619-1	平成26年 12月9日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第 15256号	平成25年 2月28日	松山建工	井上 淳子	宇和島市榊形町3-7-21	平成26年 12月11日	屋根工事業 防水工事業	建設業の廃止
(般 - 21) 第 16622号	平成22年 1月20日	都建設	都築 忍	西予市宇和町卯之町2-536	平成26年 12月15日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第 16455号	平成24年 7月5日	中田工務店	中田 隆洋	八幡浜市保内町宮内4-34-1	平成26年 12月25日	大工工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第59号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月16日

愛媛県八幡浜保健所長 竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

くみあい食品工業株式会社

大洲市春賀甲553 - 1

代表取締役社長 鶴岡 由寛

2 事業場の名称及び所在地

くみあい食品工業株式会社

大洲市春賀甲553 - 1

3 特定施設に関する事項

(1) 原料処理施設・洗浄施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設	
特定施設の能力	栗割選 1日当たり1,600キログラム×3台	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成27年 3月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続、9時～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あり 9月～3月の7か月間使用	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.4～7.2 最大 6.4～7.2
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,500 最大 1,500
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,100 最大 1,100
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 600 最大 600
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 80
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 39 最大 51
----------------------------	----------------

備考：特定施設1台当たりの汚水量は、通常13立方メートル/日、最大17立方メートル/日。

(2) 洗浄施設

特定施設の種類	政令別表第1第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 ロ 洗浄施設	
特定施設の能力	栗洗浄 1日当たり4,000キログラム×3台	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成27年 3月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続、9時～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あり 9月～3月の7か月間使用	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.4～7.2 最大 6.4～7.2
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,500 最大 1,500
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,100 最大 1,100
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 600 最大 600
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 80
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 180 最大 192	

備考：特定施設1台当たりの汚水量は、通常60立方メートル/日、最大64立方メートル/日。

(3) 洗浄施設・湯煮施設

特定施設の種類	政令別表第1第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 ロ 洗浄施設 ニ 湯煮施設	
特定施設の能力	筍洗浄 1日当たり1,000キログラム×30台 筍オイル 1日当たり1,000キログラム×30台	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	

工事の完成予定年月日	平成27年 3月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続、9時～17時		
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	あり 4月～8月の5か月間使用		
	筧洗浄時	筧ボイル時	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.4～7.2 最大 6.4～7.2	通常 5.0～8.0 最大 5.0～8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 1,500	通常 1,000 最大 1,000
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,000	通常 700 最大 700
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 600	通常 600 最大 600
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 80	通常 80 最大 80
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	通常 20 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 180 最大 210	通常 180 最大 240	
備考	特定施設1台当たりの汚水量は、通常6立方メートル/日、最大7立方メートル/日。		

参考 筧洗浄時及び筧ボイル時に都度排水する。

(4) 原料処理施設・湯煮施設

特定施設の種類	政令別表第1第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ニ 湯煮施設
特定施設の能力	粟ボイル 1日当たり600キログラム×10台
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成27年 3月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続、9時～17時
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	あり 9月～3月の7か月間使用

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0～8.0 最大 5.0～8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 2,000
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,400 最大 1,400
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 600
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 80
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 150 最大 200	

備考：特定施設1台当たりの汚水量は、通常15立方メートル/日、最大20立方メートル/日。

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成27年 3月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	農産物加工排水及び糖液排水処理施設		
処理施設の型式	生物処理+物理処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート地下埋設及び鋼板製規格型		
処理施設の主要寸法	縦 16.7メートル 横 63.05メートル 高さ 21.10メートル		
処理施設の能力	1日当たり600立方メートル		
汚水等の処理の方式	E G S B 処理+活性汚泥処理+接触曝気処理+凝集沈殿処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	9月～3月に多い		
	9月～3月		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0～6.5 最大 5.0～6.5	通常 6.2～8.2 最大 6.2～8.2

汚染状態の値	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,600 最大 3,800	通常 10 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,300 最大 2,700	通常 10 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 560 最大 600	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 76 最大 81	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 20	通常 1.0 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 500 最大 600	通常 500 最大 600
4月～8月			
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0～6.5 最大 5.0～6.5	通常 6.2～8.2 最大 6.2～8.2
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,800	通常 10 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,900 最大 2,700	通常 10 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 560 最大 600	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 77 最大 81	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 20	通常 1.0 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 400 最大 500	通常 400 最大 500

備考 栗加工時に発生する糖廃液は、貯蔵しておき、年間を通じて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

		9月～3月	4月～8月
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.2～8.2 最大 6.2～8.2	通常 6.2～8.2 最大 6.2～8.2

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 500 最大 600	通常 400 最大 500

備考 別途、降雨時にNo.2排水口から雨水を排出する。

○愛媛県告示第60号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年1月16日

愛媛県八幡浜保健所長 竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

くみあい食品工業株式会社
大洲市春賀甲553-1
代表取締役社長 鶴岡 由寛

2 事業場の名称及び所在地

くみあい食品工業株式会社
大洲市春賀甲553-1

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1

第3号 水産食料品製造業の用に供する施設

□ 洗浄施設

第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設

イ 原料処理施設

□ 洗浄施設

ハ 圧搾施設

ニ 湯煮施設

第10号 飲料製造業の用に供する施設

イ 原料処理施設

ハ 搾汁施設

ホ 湯煮施設

第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設

□ 湯煮施設

八 洗浄施設

4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理の方法
 排水の汚染状態及び量

5 汚水等の処理施設に関する事項

排水処理施設

(1) 変更前

設 置 年 月 日	昭和63年 3月20日		
処 理 施 設 の 種 類	物理、化学、生物処理法		
処 理 施 設 の 型 式	物理、化学、生物処理法		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製半地下		
処理施設の主要寸法（単位メートル）	縦22.55×横34.6×高さ8.52		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり350立方メートル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	非浮遊法		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	季節的変動なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 800 最大 1,000	通常 9 最大 11
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 600 最大 800	通常 11 最大 14
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 500 最大 600	通常 11 最大 14
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 45 最大 50	通常 1.4 最大 1.6
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 5	通常 0.2 最大 0.3
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 300 最大 350	通常 300 最大 350

(2) 変更後

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	平成27年 3月

使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処 理 施 設 の 種 類	農産物加工排水及び糖液排水処理施設
処 理 施 設 の 型 式	生物処理+物理処理
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート地下埋設及び鋼板製規格型
処理施設の主要寸法（単位メートル）	縦16.7×横63.05×高さ21.10
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり600立方メートル
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	E G S B 処理+活性汚泥処理+接触曝気処理+凝集沈殿処理
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	9月~3月に多い

9月~3月

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0~6.5 最大 5.0~6.5	通常 6.2~8.2 最大 6.2~8.2
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3,600 最大 3,800	通常 10 最大 10
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2,300 最大 2,700	通常 10 最大 10
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 560 最大 600	通常 5 最大 5
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 76 最大 81	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 19 最大 20	通常 1.0 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 500 最大 600	通常 500 最大 600

4月~8月

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0~6.5 最大 5.0~6.5	通常 6.2~8.2 最大 6.2~8.2
汚染状態の値	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 3,800	通常 10 最大 10

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,900 最大 2,700	通常 10 最大 10
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 560 最大 600	通常 5 最大 5
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 77 最大 81	通常 10 最大 10
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 20	通常 1.0 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 400 最大 500	通常 400 最大 500

備考 栗加工時に発生する糖廃液は、貯蔵しておき、年間を通じて処理する。

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	変更前		変 更 後	
		工場排水口 No.1		No.1排水口	
				9月～3月	4月～8月
水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~8.6	通常 6.2~8.2	通常 6.2~8.2	
	最大	5.8~8.6	最大 6.2~8.2	最大 6.2~8.2	

生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 11	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 14	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 14	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 1.6	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.3	通常 1.0 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 300 最大 350	通常 500 最大 600	通常 400 最大 500
備考	別途、降雨時に雨水排水口 No.1、雨水排水口 No.2 から雨水を排出する。		別途、降雨時に No.2 排水口から雨水を排出する。

○愛媛県告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3761番	平成27年 1月16日
"	"	大洲市肱川町山鳥坂2471番から 同町山鳥坂2470番 1 まで	"
"	"	大洲市肱川町山鳥坂2463番 1 から 同町山鳥坂2463番 3 まで	"

○愛媛県告示第62号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
小 腸 機 能 障 害	外 科	愛媛県立今治病院	高 月 秀 典	今治市石井町 4 丁目 5 番 5 号	平成 27年 1 月 1 日

肝 臓 機 能 障 害	内 科	鬼北町立北宇和病院	米 川 幸 秀	北宇和郡鬼北町近永455番地 1	平成 27年 1月 1日
-------------	-----	-----------	---------	------------------	-----------------

○愛媛県告示第63号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
篠 原 直 樹	愛 媛 労 災 病 院	新居浜市南小松原町13 - 27	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分町788番地 1	平成26年 10月 1日
勢 井 洋 史	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町 1 - 1	平成27年 1月 1日

○愛媛県告示第64号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診 療 科 名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
聴覚・平衡・音声、言語・そし やく機能障害	耳鼻いんこう 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	清 水 義 貴	東温市志津川	平成 26年12月19日
聴覚・平衡・音声、言語・そし やく機能障害	耳鼻いんこう 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	白 馬 伸 洋	東温市志津川	平成 26年12月19日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平成26年12月25日	特定非営利活動法人 自立支援オフィスライフ・ワー ス	西 原 勝 則	新居浜市菊本町 2丁目12番35号	この法人は、社会的に自立が困難な人々に対し、 心理学的見地に立った相談や指導・助言を行い、 また、社会に適応するための訓練を行う場を提 供するほか、こうした人々を支援する人材の育 成・開拓を行うことで、より多くの人々が健全 な自立生活を営むことを推進することにより、 公益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成27年 1月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 選挙権を有する者の総数	11,397
2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,799